

(第7回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 1 0 月 3 0 日		
契 約 業 者 名	大成建設（株）四国支店		
契 約 業 者 の 住 所	高松市サンポート 2－1 高松シンボルタワー 1 9 F		
工 事 の 名 称	令和 2－6 年度 津島道路新内海トンネル工事		
工 事 場 所	愛媛県南宇和郡愛南町柏 ～ 宇和島市津島町上畑地地先		
工 事 種 別	一般土木工事		
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	道路土工 1 式 遮水封じ込工 1 式 排水構造 物工 1 式 トンネル工（発破工法） 1 式 トンネル工（非常駐車帯工） 1 式 インバー ト工 1 式 坑内付帯工 1 式 坑門工 1 式 掘削補助 工 1 式 石・ブロック積（張）工 1 式 法面工 1 式 仮設工 1 式		
工 期（自）	令和 2 年 1 2 月 2 5 日		
工 期（至）	令和 8 年 3 月 3 1 日		
変 更 前 の 契 約 金 額	9, 0 3 5, 0 7 0, 0 0 0 円（税込み）		
変 更 金 額	+ 9 7 2, 4 0 0, 0 0 0 円（税込み）		
変 更 後 の 契 約 金 額	1 0, 0 0 7, 4 7 0, 0 0 0 円（税込み）		
変 更 理 由	1. 掘削補助工 ・ボーリング調査の結果、止水対策が必要と判明したため、AGF工法を追加する。 2. 仮設工 ・濁水処理施設運転日数を精査した結果、汚濁防止工については、数量精査（増）する。 3. 遮水封じ込工 ・調査の結果、ベントナイト遮水工及び路体盛土工については、数量精査（増）する。 4. 工期は、掘削補助工の増工により、令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。		

(第5回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 8 日
契 約 業 者 名	大成建設（株）四国支店
契 約 業 者 の 住 所	高松市サンポート 2 - 1 高松シンボルタワー 1 9 F
工 事 の 名 称	令和 2 - 6 年度 津島道路新内海トンネル工事
工 事 場 所	愛媛県南宇和郡愛南町柏 ～ 宇和島市津島町上畑地地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	道路土工 1 式 遮水封じ込工 1 式 排水構造物工 1 式 トンネル工（発破工法） 1 式 トンネル工（非常駐車帯工） 1 式 インバート工 1 式 坑内付帯工 1 式 坑門工 1 式 掘削補助工 1 式 石・ブロック積（張）工 1 式 法面工 1 式 仮設工 1 式
工 期 （自）	令和 2 年 1 2 月 2 5 日
工 期 （至）	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	8, 1 1 5, 2 5 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 9 1 9, 8 2 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	9, 0 3 5, 0 7 0, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	本工事は、令和 2 年 1 2 月 2 4 日付けで、大成建設株式会社と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、工事発注後明らかになった下記の理由のとおり、本工事で施行することが不可欠であることから変更契約するものである。 1. 遮水封じ込工 ・重金属の封じ込めヤードの増設が必要となり、ベントナイト遮水工を増工する。 2. 仮設工 ・フリッカ発生対策のため、フリッカ抑制装置の設置が必要となるため、電力設備工を増工する。 工期は、地質が設計よりも悪く、施工に時間を要したため、工期は令和 7 年 1 0 月 3 1 日までとする。